

霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部改正について

霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年8月30日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公民館運営審議会に関する条例（平成17年霧島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「各公民館ごとに10人以内」を「15人以内」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

合併前の旧市町の区域ごとに設置されている公民館運営審議会を市全体の公民館事業を協議する場とするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。